

はじめに

研究目的：生活必需品の灯明油 生産・流通・貯蔵・加工・消費の全局面の解明を目指す

取引の〈場〉と〈具体的行為〉に着目^{*1}し、政策論偏重な油の流通史研究^{*2}の深化・豊富化をはかる

研究対象：泉州池田谷の水車絞油屋・門林佐五平の油取引に即して

池田谷一堺一大坂における油の流通構造を、①油の出荷の局面、②在地の日用油の流通から分析

1. 幕府の灯油統制

◆油の種類と用途【表 1】 …菜種と綿実を原料とする灯明油

◆取引経路と灯油統制の影響

明和以前：堺など郷町の「油寄屋」を介し、江戸・京都・大坂へ出荷／在地での小売

明和の政策—油方仕法制定(1764-70)：絞油屋の株仲間化、大坂油問屋への出荷義務付け

…大坂に油を一極集荷することで相場を引下げ、江戸への供給確保と相場の安定を図る

出荷：A 堺・貝塚の荷次（元油寄屋）を介して／B 大坂出油屋との直取引（大津から廻船）

小売油：大坂油仲買から買戻し【図 1】【表 2】 ※在地にとっては非合理的

2. 佐五平家の油取引

(1) 出荷【図 2】

◆文政 12～天保 3 年（1829-32）大坂町奉行への申告書（種物仕入高、油生産高、出荷先を毎月申告）

⇒出油屋は荷受高を、油仲買は小売油の売渡高を申告

※大坂への流通ルートに乗った分の全容（隠れて貯め置き、小売した分は含まない）

・菜種（5 月）、綿実（9 月）が出回る時期と生産ピークがほぼ対応。菜種油の比重高い。

・A 荷次：B 出油屋＝9:1 で、荷次を介する取引が圧倒的。特に、堺京屋長兵衛との取引が多い。

⇒荷次を介する場合、荷次に荷が着いた時点で決済可能／出油屋を介する場合、大坂で決済。

即銀決済を受けたい絞油屋にとっては、荷次との取引が非常に重要。

(2) 小売油の買戻しに伴う油仲買との関係

◆文政 13 年の出入

・9 月 大坂油仲買が「絞油屋の買取りが少ない。油を不正に小売している」と大坂町奉行に出訴
→絞油屋仲間からわび状+年間買取りノルマを設定し、妥結。

油方仕法の理念に則った仲買の主張は受け入れざるを得ない。

・7 月 29 日 得意先の仲買・千丸屋平助が、仲買年行司が偵察を派遣している旨を内密に通知。

出訴後は、千丸屋平助が両者間の調停役を務める。

⇒仲買仲間と絞油屋の利害が鋭く対立する一方で、油方仕法によって半ば強制的に形成された取引

関係が人格的性格を帯びている様子。千丸屋の利害：得意先との関係維持

◆出荷高と買い取りノルマの相殺

①堺荷次・帯屋善六を介して注文、帯善が立替払い（仲買手数料込）／後日油代と差引して請求

…少なくとも、荷は堺までは来ているケース。買戻しの局面でも、注文と決済は荷次が代行。

②本来出油屋に送るべき油を送らず、仲買千平から買い取るべき油を出油屋油吉に売却し、相殺

おわりに(今後の課題)

政策論偏重の先行研究では、大坂出油屋・仲買と在方絞油屋の矛盾・対抗関係に議論が集中

⇒仕法の（非現実的）枠組みに規制されつつ展開する取引のありよう（融通含め）を精緻に解明する必要

※モノ＝荷がどのように動いているか・いないのか／消費の局面も視野にいたした全体像の把握

*1 例えば、原直史編『商いがむすぶ人びと』（身分的周縁と近世社会 3、吉川弘文館、2007）、吉田伸之「寛永期、金沢の魚問屋について」（同著『伝統都市・江戸』（東京大学出版会、2012））など。

*2 津田秀夫『封建経済政策の展開と市場構造』（御茶の水書房、1961、77）